

改正

平成29年 9月13日29千子子支発第536号

千代田区保育サービス推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）が、地域の需要に応じた保育サービスの提供等に要した費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、多様な保育ニーズに対応する保育環境の充実を図り、もって保護者に対する子育て支援体制を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 0歳児 年度の初日の前日において1歳に満たない児童をいう。
- (2) 産休明け保育 入所できる月齢を57日目として実施する保育をいう。
- (3) 0歳児保育対策 次の要件を満たす、0歳児に対する保育の充実を図るための対策をいう。
 - ア 受入人員 受け入れている0歳児の定員が1か所あたり9人以上（地域の保育需要により9人以上とすることを要しない施設又は事業所にあつては6人以上）であること。
 - イ 保健師等により0歳児の身体の異常の有無を確認し、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無を確認し、及び医師との連絡を行うほか、健康診断及び予防接種等の計画をする等の保健活動を実施すること。
 - ウ 0歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分に理解し、個人差に応じた給食を実施すること。
 - エ 嘱託医と診療契約を結ぶ等し、健康管理の徹底を図るための業務内容の充実を図ること。
- (4) 延長保育事業 千代田区保育施設等加算給付実施要綱（平成27年 3月31日付26千子子支発第1876号。以下「加算給付実施要綱」という。）に定める延長保育事業をいう。
- (5) 休日保育 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年 3月31日付内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第46号に規定する休日保育加算の適用を受けた施設又は事業所において休日に実施する保育をいう。
- (6) 一時預かり事業・定期利用保育事業 加算給付実施要綱に定める一時保育事業又は東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）に定める

定期利用保育事業をいう。

- (7) 障害児保育（特児対象） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給が停止されている場合を含む。）、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）第4条に定める判定基準の1度から3度に該当する児童、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害級別1級から3級に該当する児童又はこれに該当すると医師が判断した児童を受け入れて実施する保育をいう。
- (8) 障害児保育（その他・知的） 前号に定める児童以外の児童であって、東京都愛の手帳交付要綱第4条に定める判定基準の4度に該当するもの又はこれに該当すると医師が判断したもので、日常保育において健常児と同一の保育が困難な児童を受け入れて実施する保育をいう。
- (9) 障害児保育（その他・身体） 前2号に定める児童以外の児童であって、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障害級別4級若しくは5級に該当するもの（聴覚障害については4級又は6級に該当する児童）又はこれに該当すると医師が判断したもので、日常保育において健常児と同一の保育が困難な児童を受け入れて実施する保育をいう。
- (10) 分園 告示第1条第52号に規定する分園をいう。
- (11) アレルギー児 食物が原因で起こるアレルギー症状を持つと医師に診断された児童をいう。
- (12) 夜間保育 告示第1条第47号に規定する夜間保育加算の適用を受けた施設又は事業所において夜間に実施する保育をいう。
- (13) 育児困難家庭 千代田区立児童・家庭支援センターが要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）と判断した児童のいる家庭をいう。
- (14) 外国人児童 両親若しくは父若しくは母が外国人の児童であって、児童本人に対して言語・習慣・食事等に特別な対応を要する者又は両親若しくは父若しくは母の言語に対して特別な対応をする者をいう。
- (15) 年末年始保育 12月29日から翌年1月3日までの期間のうち2日以上開所し、在園児及び地域の未就学児に対して実施する保育をいう。ただし、地域に対して広く周知していたにもかかわらず、結果として地域の未就学児の利用がなかった場合も含む。
- (16) 保育所等体験 地域の子育て家庭が入所している児童とともに、給食や遊び等施設又は事業所での保育を体験する事業をいう。
- (17) 出産を迎える親の体験学習 出産前後の母又は父若しくは祖父母を対象として、施設又は

事業所において保育士が乳児と接する様子を見学してもらうことにより育児に対する不安の軽減を図る体験学習をいう。

(18) 保育拠点活動支援 保育士、看護師又は栄養士の資格の取得を目指す実習生又は他の法人に属する保育士等の職員を受け入れ、指導及び育成を行うことをいう。

(19) 小規模保育事業（A型、B型、C型） 告示第1条第5号に規定する小規模保育事業のうち、イからハマまでに掲げる類型のものをいう。

(20) 公定価格の第三者評価受審加算 告示第1条第43号に規定する加算をいう。

（補助対象施設）

第3条 この要綱による補助の対象となる施設又は事業所（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号に掲げるもののうち、国、地方公共団体以外の者が設置するものであって千代田区内（以下「区内」という。）に所在するものとする。ただし、第2号ウ及び同号エの事業について、東京都内（区内を除く。）にその事業所が所在し、かつ、千代田区民の児童が利用する事業所にあつては、補助の対象とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている次の施設

ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。ただし、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱（平成27年3月16日付26福保子保第2961号）の交付対象施設は除く。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）」

(2) 子ども・子育て支援法第43条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている次の事業所

ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を実施する事業所（以下「家庭的保育事業所」という。）」

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所（以下「小規模保育事業所」という。）」

ウ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を実施する事業所（以下「居宅訪問型保育事業所」という。）」

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する事業所（以下「事業所内保育所」という。）」

(補助対象者の欠格事項)

第4条 前条の規定にかかわらず、補助対象施設の設置者又は運営者（以下「設置者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 千代田区暴力団排除条例（平成24年千代田区条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団であること。
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に、千代田区暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者がいること。

2 区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、次のいずれかに該当する補助対象施設の設置者を、補助金の交付の対象としないことができる。

- (1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）等の関係法令の規定に違反したもの
- (2) 児童福祉法、社会福祉法等の関係法令の規定に基づく国の行政機関の長又は地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書によるものに限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又はその見込みのないもの

(補助対象事業)

第5条 この要綱による補助の対象となる事業は、別表第1の加算項目の欄に掲げるものとする。なお、第3条第1項第2号ウ、エに規定する居宅訪問型保育事業所、事業所内保育所については、事業所所在地が千代田区の内外にかかわらず、千代田区の児童が東京都の区域内に所在する事業を利用する場合は対象とする。

(補助金の額)

第6条 この要綱による補助金の額は、別表第1に定める基準により算定した額の合計額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。なお、年度の途中に開設した施設にあっては開設した日以降に実施した補助対象事業により算定し、年度の途中に廃止した施設にあっては廃止した日までに実施した補助対象事業により算定する。

- 2 別表第1の特別保育事業等推進加算の1、2、8から10まで及び12から15までの加算項目のうち、事業所内保育所の従業員卒の児童に係る補助金の算定については、前項の規定により算定した額に100分の84を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。
- 3 別表第1の特別保育事業等推進加算の1から5まで及び8から17までの加算項目のうち、認定こども園に在園している児童であって、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けているものについては、補助金の算定の対象外とする。

4 補助金の額の算定は、年度における上半期（4月1日から9月30日までの期間をいう。）及び下半期（10月1日から3月31日までの期間をいう。）に区分して行うものとする。

（交付申請）

第7条 この要綱による補助金の交付を受けようとする設置者は、上半期及び下半期の実績がそれぞれ確定した後、当該年度の3月31日までに、必要な書類を添付の上、交付申請書（第1号様式）を教育長に提出するものとする。

2 別表第1の特別保育事業等推進加算の3及び4に係る交付申請をしようとする設置者は、前項の申請よりも前に、延長保育事業に係る東京都子供・子育て支援交付金の交付申請をしていなければならない。

（交付決定）

第8条 教育長は、前条に規定する交付申請があったときは、それらの関係書類を審査した上、補助金の交付を適当と認めるときは、交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

2 前項の規定による補助金の交付決定をする際には、別表第2に定める条件を付する。

（交付請求等）

第9条 前条第1項の規定による交付決定を受けた設置者は、請求書（第3号様式）により区長に補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項に規定する請求があったときは、審査の上、速やかに補助金を交付する。

（是正のための措置命令）

第10条 教育長は、交付の決定に付した条件に適合しないと認めるときは、当該設置者に対して、これらに適合させるための処置を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 教育長は、補助金の交付決定を受けた設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の目的に使用したとき。

（3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは当該交付決定に基づく命令に違反したとき。

（4） 補助金の交付決定を受けた設置者が第4条に該当するに至ったとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、教育長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めたととき。

2 教育長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、取消通知書（第4号様式）によりその旨を設置者に通知し、区長は当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、返還・返戻通知書（第5号様式）により期限を定めて、設置者に対しその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第12条 前条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられた設置者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられた設置者は、これを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
（準用）

第13条 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号）に定めるところによるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども部長が定める。

附 則（平成29年2月28日28千子子支発第1273号）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年9月13日29千子子支発第536号）

この要綱は平成29年10月1日から施行し、改正後の千代田区保育サービス推進事業補助金交付要綱（平成29年2月28日28千子子支発第1273号）の規定は、平成29年4月1日から適用する。この場合において、平成29年4月1日から同年9月30日までの間に千代田区保育施設等加算給付実施要綱（平成27年3月31日26千子子支発第1876号）における次の表の左欄に掲げる種別の給付金に係る規定により行った交付決定は、千代田区保育サービス推進事業補助金交付要綱における同表右欄に掲げる項目の補助金に係る規定により交付決定を行ったものとみなす。

アレルギー児対応加算の規定（保育所、保育所型認定こども園の部分に限る。）のうち、千代田区内に住所を有する児童以外であって東京都内に住所を有する児童に係る給付金の部分	アレルギー児対応（認可保育所、認定こども園の部分に限る。）の加算項目の規定
外国人児童受け入れ加算の規定（保育所、保育所型認定こども園の部分に限る。）のうち、千代田区内に住所を有する児童以外であって東京都内に住所を有する児童に係る給付金の部分	外国人児童受け入れ（認可保育所、認定こども園の部分に限る。）の加算項目の規定
0歳児保育対策加算（産休明け保育実施）の規定（保育所、保育所型認定こども園の部分に限る。）	0歳児保育対策実施かつ産休明け保育（認可保育所、認定こども園の部分に限る。）の加算項目の規定

別表第1（第5条、第6条、第7条関係）

1 特別保育事業等推進加算

加算項目			加算項目の 対象	対象 児童 数	利用者 一人当 たり	単価（円）	算定方法	補助対象施 設・事業	添付書類
1	0歳 児保 育対 策実 施か つ産	実施	0歳児保育 対策実施施 設・事業で かつ産休明 け保育実施 施設・事業	毎月 初日 0歳 児在 籍数	月額	13,930	単価×延べ 0歳児在籍 数	認可保育所、 認定こども 園、小規模保 育事業所、事 業所内保育 所	—
2	休明 け保 育	未実 施	0歳児保育 対策実施施 設・事業で かつ産休明 け保育未実 施施設・事業	毎月 初日 0歳 児在 籍数	月額	7,150	単価×延べ 0歳児在籍 数		—

3	延長 保育 事業	0歳 児の 延長 保育	0歳児の1 時間以上の 延長保育事 業を実施し ている施 設・事業	30分 を超 える 毎月 平均 利用 0歳 児数	月額	17,200	単価×各月 の平均対象 児童数の合 計	認可保育所、 認定こども 園、家庭的保 育事業所、小 規模保育事 業所、居宅訪 問型保育事 業所、事業所	延長保育の利 用実績がわか るもの
4		2時 間・3 時間 延長	延長保育事 業実施施 設・事業の うち2時間・3 時間延長を 実施してい る施設・事業	1時 間30 分を 超え る毎 月平 均利 用児 童数	月額	10,610	単価×各月 の平均対象 児童数の合 計	内保育所	
5	休日保育		休日保育実 施施設・事業	延べ 利用 児童 数	件数払 い	4,160	単価×延べ 利用児童数	認可保育所、 認定こども 園、小規模保 育事業所(A 型、B型)、 居宅訪問型 保育事業所、 事業所内保 育所	休日保育利用 児童名簿
6	一時 預か り事	4時 間未 満	一時預かり 事業実施施 設・事業	延べ 利用 児童	件数払 い	1,460	単価×延べ 利用児童数	認可保育所、 認定こども 園、家庭的保	一時預かり事 業・定期利用 保育事業の利

	業・定期利用保育事業		定期利用保育事業実施施設・事業	数				育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育所	用実績がわかるもの
7	業	4時間以上	一時預かり事業実施施設・事業定期利用保育事業実施施設・事業	延べ利用児童数	件数払い	2,920	単価×延べ利用児童数		
8	障害児保育	特児対象	障害児保育実施施設・事業(特別児童扶養手当支給対象児を受入れ)	毎月初日対象児童数	月額	45,000	単価×延べ対象児童数		当該児童に係る特別児童扶養手当支給を認定する通知書の写し、東京都愛の手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は障害の程度が記載された診断書
9		その他(知的)	障害児保育実施施設・事業(その他の障害児のうち、知的障害児を受入れ)	毎月初日対象児童数	月額	38,000	単価×延べ対象児童数		当該児童に係る東京都愛の手帳の写し又は障害の程度が記載された診断書
10		その	障害児保育	毎月	月額	31,000	単価×延べ		当該児童に係

		他（身体）	実施施設・事業（その他の障害児のうち、身体障害児を受入れ）	初日対象児童数			対象児童数		る身体障害者手帳の写し又は障害の程度が記載された診断書
11	分園設置		分園を設置している施設・事業	毎月 初日 分園 在籍 児童 数	月額	4,520	単価×延べ 在籍児童数 (分園)	認可保育所、 認定こども 園	—
12	アレルギー 児対応		アレルギー児対応として、医師の指示書に基づき、除去食・代替食を実施している施設・事業	毎月 初日 対象 児童 数	月額	22,000	単価×延べ 対象児童数	認可保育所、 認定こども 園 家庭的保 育事業所、小 規模保育事 業所、事業所 内保育所	当該児童に係 る医師の診断 書（指示書） の写し及び除 去・代替食メ ニューの記録
13	夜間保育		夜間保育実 施施設・事業	毎月 初日 在籍 児童 数	月額	4,070	単価×延べ 在籍児童数	認可保育所、 認定こども 園、小規模保 育事業所（A 型、B型）、 居宅訪問型 保育事業所、 事業所内保 育所	夜間保育利用 児童名簿
14	0歳児保育		0歳児保育	毎月	月額	4,770	単価×延べ	家庭的保育	—

	(小規模)	を実施して いる定員60 人以下(加算 対象事業1 又は2実施 施設・事業は 除く)	初日 0歳 児在 籍数			在籍児童数	事業所、小規 模保育事業 所、事業所内 保育所、居宅 訪問型保育 事業所	
15	育児困難家 庭への支援	育児困難家 庭の児童を 受け入れ、関 係機関と連 携して当該 家庭を支援 する施設・事 業	毎月 初日 対象 児童 数	月額	30,000	単価×延べ 対象児童数	認可保育所、 認定こども 園、家庭的保 育事業所、小 規模保育事 業所、居宅訪 問型保育事 業所、事業所 内保育所	関係機関との ケース会議の 記録や施設等 における対応 の記録がわか るもの
16	外国人児童 受入れ	両親、父又は 母が外国人 である児童 を受け入れ、 当該家庭の 言語・習慣・ 食事等に特 別な対応を 行う施設・事 業	毎月 初日 対象 児童 数	月額	9,000	単価×延べ 対象児童数	認可保育所、 認定こども 園、家庭的保 育事業所、小 規模保育事 業所、事業所 内保育所	当該児童に係 る具体的留意 事項をまとめ たもの
17	年末年始保 育	12/29～1 /3のうち 2日以上開	12/ 29～ 1/	件数払 い	9,800	単価×延べ 対象児童数	認可保育所、 認定こども 園、小規模保	年末保育実施 の広報チラシ 及び利用児童

		所する施設・事業	3の延べ利用児童数				育事業所（A型、B型）、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育所	名簿
--	--	----------	-----------	--	--	--	--------------------------------	----

2 地域子育て支援推進加算

加算項目			加算項目の対象	基準（実施回数等）	年額（円）	補助対象施設・事業	添付書類
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ	小中高生の職場体験、育児体験等の受入れを実施している施設・事業	年10日以上	600,000	認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所	学校からの依頼文（日程・体験者氏名を記載したもの）及び生徒を受入れた実績が分かるもの（体験した生徒の感想文・日誌等）
2	育児不安の軽減	保育所等体験	地域の子育て家庭が、在園児とともに保育所等の生活を体験する取組を実施している施設・事業	年5回又は延べ体験人数10人以上	300,000		実施回ごとに日時・内容を記載した実施記録、広報、写真など
				年10回又は延べ体験人数20人以上	600,000		
3		出産を迎える親の	出産前後の親	年3回又	300,000		実施回ごとに

			体験学習	の体験学習を 実施している 施設・事業	は延べ体 験人数6 人以上 年6回又 は延べ体 験人数12 人以上	600,000	日時・内容記 載した実施記 録、広報、写 真など	
4	保育 人材 の確 保・育 成	保育 拠点 活動 支援	基本分	保育士・看護 師・栄養士の 実習生（学生） や研修生（他 法人の新設保 育所職員等） を職場に受け 入れ指導・育 成し、学校等 に報告を行う 取組を実施し ている施設・ 事業	年3人以 上	400,000	実習生の通う 学校や所属す る事業者等か らの依頼文及 び実習生を受 入れた実績が わかるもの	
					年6人以 上	800,000		
			加算 分	(ア)	基本分の一般 の研修・実習	基本分年 3人以上		50,000
					に加え、保育 所等体験、出 産を迎える親 の体験学習、 一時預かり事 業又は定期利 用保育事業に	基本分年 6人以上		100,000

				係る研修・実習を実施している施設・事業			
			(イ)	基本分の一般の研修・実習	基本分年 3人以上	50,000	
				に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施している施設・事業	基本分年 6人以上	100,000	

3 第三者評価受審費加算

加算項目	算定基準	上限額 (円)	補助対象施設・事業	添付書類
第三者評価受審費	<p>補助対象期間が属する年度及び直前の過去4か年に、公定価格の第三者評価受審加算を受けている施設において、次の(1)又は(2)に該当する場合</p> <p>(1) ア 補助対象期間が属する年度に、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合</p> <p>補助対象期間において、福祉サービス第三者評価（「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」の改正について（通知）（平成24年9月7日付24福保指指第638号））の受審及び結果の公表を実施している場合</p>	450,000	認可保育所、認定こども園	<p>評価機関との契約書・領収書</p> <p>第三者評価受審結果報告書一式</p>

		イ 補助対象期間において、施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額。ただし、右記金額を上限とする。		
	(2)	ア (1)以外の場合 補助対象期間において、福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表を実施している場合	600,000	
		イ 補助対象期間において、施設が評価機関に支払った額。ただし、右記金額を上限とする。		

別表第2 (第8条関係)

1 交付条件

- (1) 「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」(平成27年9月24日付27福保子保第691号)に定めるところにより、補助金の交付を受けた年度における施設又は事業所の運営に係る財務情報等を作成し、教育長に提出するとともに、施設又は事業所の利用者及びその職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。
- (2) 補助金の交付申請及び請求等に係る書類及び補助対象事業の実施状況を明らかにした書類並びにこの表の2に定める書類(保管様式の書類を含む。)を当該事業の完了後5年間保管しておかなければならない。

2 保管しなければならない書類

(1) 特別保育事業等推進加算

加算項目等		保管様式	保管様式に添付する書類
1, 2	0歳児保育対策	在籍児童名簿(各月別)	
3, 4	延長保育事業	保管様式1(第8号様式)	日々の記録(該当する児童の利用時間がわかるもの)
5	休日保育	保管様式2(第9号様式)	日々の利用児童名簿

6, 7	一時預かり事業・定期利用保育事業	保管様式3 (第10号様式)	日々の記録(該当する児童の利用時間がわかるもの)
8～10	障害児保育	保管様式4 (第11号様式)	該当する児童ごとに、区市町村からの認定通知書等、障害の程度や日常生活レベルなどを記載した手帳又は医師の診断書等の写し
11	分園設置	分園の在籍児童名簿(各月別)	
12	アレルギー児対応	保管様式5 (第12号様式)	該当する児童ごとに、医師の診断書(指示書)の写し及び除去・代替食メニューの記録
13	夜間保育	在籍児童名簿(各月別)	夜間保育利用児童名簿
14	0歳児保育	在籍児童名簿(各月別)	
15	育児困難家庭への支援	連携記録	関係機関とのケース会議の記録や保育所における対応の記録
16	外国人児童受入れ	保管様式6 (第13号様式)	該当する児童ごとに、具体的留意事項をまとめたもの
17	年末年始保育	利用児童名簿	年末年始保育実施の広報チラシ及び実施記録

(2) 地域子育て支援推進加算

加算項目等		保管様式	保管様式に添付する書類
1	小中高生の育児体験受入れ	保管様式7 (第14号様式)	学校からの依頼文(日程・体験者氏名を記載したもの)及び生徒を受入れた実績が分かるもの(体験した生徒の感想文・日誌等)
2	保育所等体験	保管様式8 (第15号様式)	実施回ごとに日時・内容を記載した実施記録、広報、写真など
3	出産を迎える親の体験学習	保管様式8 (第15号様式)	実施回ごとに日時・内容記載した実施記録、広報、写真など

4	保育拠点活動支援	保管様式9（第16号様式）	実習生の通う学校や所属する事業者等からの依頼文及び実習生を受入れた実績がわかるもの
---	----------	---------------	---

(3) 第三者評価受審費加算

加算項目等	保管様式に添付する書類
第三者評価受審費加算	評価機関との契約書・領収書、第三者評価受審結果報告書一式

様式（略）